

# 平成24年度の国民健康保険税按分率（税率）

【医療分課税対象者】全体の国保加入者

所得割	5.70%
資産割	22.00%
均等割	14,000円
平等割	17,000円
賦課限度額	470,000円

【後期高齢者支援分課税対象者】全体の国保加入者

所得割	1.50%
資産割	10.00%
均等割	5,000円
平等割	5,000円
賦課限度額	120,000円

【介護分課税対象者】40歳～64歳

所得割	0.87%
均等割	12,000円
賦課限度額	100,000円

## 【国民健康保険制度】

私たちの地域に住む人たちが、普段からお金を出し合い、これに国の補助金も加え、病気やけがなどの際、お互いに生活上の困難を分かち合おう、という目的から生まれたものです。

介護分については、40歳～64歳の第2号被保険者がいる世帯のみ従来の国保税に上乗せして、一体的に賦課徴収されます。

## 国民健康保険税の算出具体例（年税額）

### ☆ 説 例 大人2人・子供2人の4人家族の場合

・平成19年中の所得	夫（43歳）	3,500,000円（自営業）
	妻（39歳）	500,000円（パート）
	子 供	なし
・平成20年度の固定資産税額		50,000円

### 1 所得割の計算

夫	3,500,000円	－基礎控除 330,000円	=	3,170,000円
妻	500,000円	－基礎控除 330,000円	=	170,000円
			計	3,340,000円

医療給付費分	3,340,000円 × 0.057	=	190,380円	①
後期高齢者支援分	3,340,000円 × 0.015	=	50,100円	②

夫（43歳）のみ（第2号被保険者）

介護分の所得割の計算

介護納付金分	3,170,000円 × 0.0087	=	27,579円	③
--------	---------------------	---	---------	---

注意 国民健康保険税の控除額は基礎控除330,000円のみです

### 2 資産割の計算

医療給付費分	50,000円 × 0.22	=	11,000円	④
後期高齢者支援分	50,000円 × 0.10	=	5,000円	⑤

### 3 均等割の計算

医療給付費分	14,000円 × 4人	=	56,000円	⑥
後期高齢者支援分	5,000円 × 4人	=	20,000円	⑦

夫（43歳）のみ（第2号被保険者）

介護納付金分	12,000円 × 1人	=	12,000円	⑧
--------	--------------	---	---------	---

### 4 平等割の金額

医療給付費分			17,000円	⑨
後期高齢者支援分			5,000円	⑩

以上の計算から算出した①+④+⑥+⑨の合計額が医療分、②+⑤+⑦+⑩の合計額が支援分年税額となります。

医療給付費分	後期高齢者支援分	
① 190,380円	② 50,100円	
+④ 11,000円	+⑤ 5,000円	
+⑥ 56,000円	+⑦ 20,000円	
+⑨ 17,000円	+⑩ 5,000円	
274,380円	80,100円	それぞれの金額から100円未満は切り捨てます。

⑪ 医療分計 274,300円 ⑫ 支援分計 80,100円

夫（43歳）介護該当（第2号被保険者）の計算 ③+⑧の合計額が介護分年税額となります。

③ 27,579円	
+⑧ 12,000円	
39,579円	100円未満は切り捨てます。
⑬ 介護分計 39,500円	

★ 合計税額 ⑪医療給付費分+⑫後期高齢者支援分+⑬介護納付金分で計算します

⑪ 274,300円+⑫ 80,100円+⑬ 39,500円 = **393,900円**

\* 賦課限度額について

算出したそれぞれの税額が医療分の賦課限度額（47万円）を超える世帯については47万円、支援分の賦課限度額（12万円）を超える世帯については12万円、介護分の賦課限度額（10万円）を超える世帯については10万円がそれぞれの税額となります。

納  
付  
書  
に  
個  
人  
明  
細  
を  
記  
載  
し  
ま  
し  
た

# 国民健康保険税簡易算出表

## 1 所得割 (前年の所得が対象) (1月～12月)

給与収入金額 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票の給与所得控除後の金額</li> <li>・確定申告書A表 ⑤番の金額</li> <li>・確定申告書B表 ⑨番の金額</li> <li>(第三表がある場合は⑤⑦～⑥⑤を加算)</li> </ul>
給与所得金額 ( )	
年金収入 ( )	
年金・雑所得金額 ( )	
営業所得金額 ( )	
不動産所得金額 ( )	
譲渡所得金額 ( )	
所得合計金額 ( )	- 33万 = <u>A</u> (課税総所得金額)
介護該当者所得合計 ( )	- 33万 = <u>B</u> (介護納付金分課税総所得金額)
(所得合計金額中介護納付金該当者分所得合計) (*個人ごとの所得から33万円を控除する。)	

医療給付費分 <u>A</u> ( )	× 5.70% = ( )	円) ①
後期高齢者支援分 <u>A</u> ( )	× 1.50% = ( )	円) ②
介護納付金分 <u>B</u> ( )	× 0.87% = ( )	円) ③

## 2 資産割 (都市計画税は除く)

固定資産税額 ( )	<u>C</u>	
医療給付費分 <u>C</u> ( )	× 22% = ( )	円) ④
後期高齢者支援分 <u>C</u> ( )	× 10% = ( )	円) ⑤

## 3 均等割 (1人当り)

医療給付費分 ( )人	× 14,000円 = ( )	円) ⑥
後期高齢者支援分 ( )人	× 5,000円 = ( )	円) ⑦
介護納付金分 ( )人	× 12,000円 = ( )	円) ⑧

## 4 平等割 (1世帯当り、年間)

医療給付費分	17,000円 = ( )	円) ⑨
後期高齢者支援分	5,000円 = ( )	円) ⑩

## 年税額

医療給付費分	①+④+⑥+⑨ = [ ]	円) ⑪
後期高齢者支援分	②+⑤+⑦+⑩ = [ ]	円) ⑫
介護納付金分	③+⑧ = [ ]	円) ⑬

合 計                      ⑪+⑫+⑬ = ( )                      円)

《注》 40歳～64歳の被保険者には、介護保険料を合わせて納付いただきます。